

ほこみち制度の活用イメージ



オープンカフェ等



購買施設・商品置場等

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の概要

ほこみち制度は、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として創設されました。（道路法等の一部を改正する法律（R2.11.25 施行））

道路管理者が「歩行者利便増進道路」に指定した道路では、以下のメリットがあります。

- ◆一定の条件下で、道路上にベンチやテーブル、露店等の物件を占有することができます。
- ◆道路の清掃・除草などを行う場合、占有料の額の90%が減額されます。

北九州市における ほこみち制度の運用について

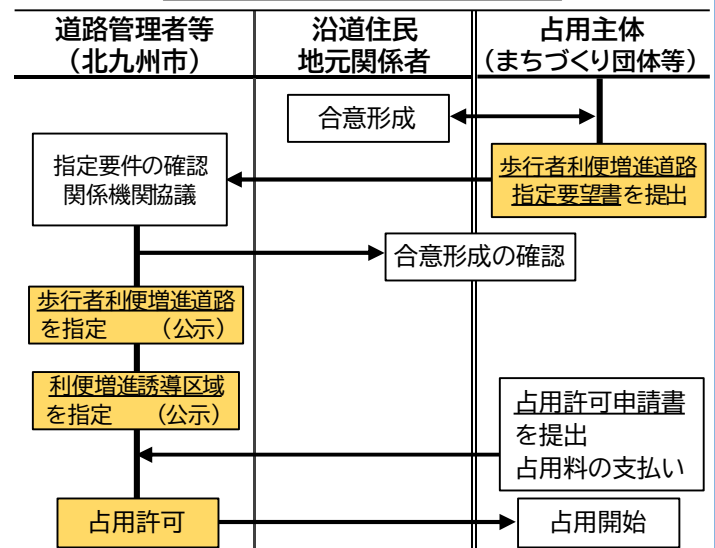
【占有主体】

- ・沿道住民等の合意が得られている団体（まちづくり団体や商店街組合などを想定）
- ・道路維持管理に協力する団体（道路サポーターへの登録）

【実施箇所の要件】

- ・歩行者の利便増進が図られ、地域活性化に資すると判断できる
- ・地域関係者の合意が得られている
- ・歩行者が安全かつ円滑に通行できる十分な有効幅員が確保できる

ほこみち制度の手続きの流れ



<ほこみち制度の手引きの配布について>

ほこみち制度の利用にあたって必要となる手続きや注意事項、提出書類の作成方法などについて記載した「ほこみち制度の手引き」を以下のとおり配布する予定です。

- 配布場所 各区役所まちづくり整備課、本庁舎（建設局 道路計画課、管理課）
- その他 市のホームページからダウンロード
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kensetu/05600083.html>

